

平成 19 年 7 月 30 日

経済産業省商務流通グループ商務課 御中

『証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う商品取引所法施行規則及び商品先物取引の委託者保護に関するガイドラインの改正に対する意見について』

商品先物取引については、十分な知識と経験が必要で、しかも商品先物取引の内容やそのリスクについて十分な理解が前提になった取引といえます。その上に、取引による損益は委託者（消費者）が被ることになっています。消費者を守るためには、委託者の保護の視点が重要です。これ以上消費者被害が広がらないよう標記改正案と委託者保護のガイドラインに関して、以下に意見を提出いたします。

## 記

### 1. 商品取引所法施行規則全体について

損益リスクが委託者に帰属するということが前提にあるにしては、この法律は文章が些か長く、理解しにくいものとなっています。この取引に係るきっかけは多くは商品取引員の勧誘によることが多いので、表向きには法律は全く知らなくても契約はできるのですが、勧誘員が故意に大事なことを隠したとしても知るよしもないというのが現状です。今回の改正案の中で、委託者（消費者）にとって知識がなかったために不利になる可能性があることのみでも、もう少し分かり易く整理できないのでしょうか。

### 2. 広告類似行為について

幾つかの行為を例示していますが、その中にファクシミリでの送付も入っています。この方法は、希望しない場合でも送付され、しかも受け手の財産を使用しているのですから、ありがた迷惑になりかねません。これを使用して送付するのであるならば、受け手の許可を取ってから送付する必要があります。そこで、法 第 100 条の 2 のファクシミリ装置を用いて送信する方法という文章の後に、カッコ書きでよいので「受け手の許可が必要」と記載することを希望します。

### 3. 広告規制に課する問題について

消費者（顧客）の不利になる点について明確かつ正確に表示することとした今回の広告規制については、評価できます。しかし、広告において表示要求事項をメリハリ無しに詳細に記載されると、却って消費者（顧客）の理解を阻害しかねません。

そこで、広告規制の運用にあたっては、顧客の不利となる点について優先順位をつけておく必要があるのではないかと考えます。

### 4. 誇大広告の禁止事項について

上げられている 7 項目については重要事項なので、誇大広告の禁止項目に入れていることは評価できます。しかし、広告には口頭の説明も含まれることを運用時に追加していただきたいと思います。口頭での説明は証拠が残らないので、適当な使い方をされ、そのために被害にあう消費者（顧客）が多いことも挙げられています。

### 5. 損失補てんについて

大臣確認の例外として、弁護士が顧客を代理している 1000 万円以下の和解の場合が定められていますが、金融商品取引法の 140 万円に比べて著しく高額となっています。これではバランスを失していると思われまます。

また、支払い原因となる商品取引事故の内容を主務大臣が的確に把握する観点からも、1000 万円は確認の例外としては広すぎるのではないかと考えます。

### 6. その他

#### (1) クーリング・オフ制度の導入

商品先物取引を一般消費者に勧めている現状では、不招請勧誘を禁止しない限り消費者被害がなくなるといえます。一般消費者が不当な契約をさせられた場合でもそこから簡単に抜け出せる手段は、クーリング・オフ以外にはないと思います。委託者（消費者）救済のために、クーリング・オフ制度の導入をお考え下さるよう提言します。

(2) 商品先物取引を業務とするものは、日本商品先物取引協会の会員でなければならないと規定すること

独禁法に触れる内容と言われかねませんが、法の網の目をくぐる業者が勝手に消費者に

近づくことはあってはならないことです。従って商品先物取引業務を行うものは、日本商品先物取引協会の会員として姿勢を正し、法を遵守して業を行うこと。これが消費者（顧客）の安心・安全につながるといえます。

### （３） 海外市場における先物取引について

消費者苦情の中で被害が多い項目の一つがこれです。これを行なう業者を監視し、規制をかける必要があります。この業務を規制する法律はありますが、なぜ、被害がなくならないのかを考え直す必要があります。できれば国内と同じ網をかぶせることができないのか。真剣にお考えいただきたいと願っています。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

世話人 花井 小林

1 5 2・0 0 3 1 東京都目黒区中根 2-1 3-1 8 第百生命都立大学駅前ビル

電話 0 3-3 7 1 8-4 6 7 8 FAX 0 3-3 7 1 8-4 0 1 5

E mail nacs-muse@y3.dion.ne.jp